栄町三丁目会館使用規定

第 1 条　会館はその事業の支障のない限り町民の集合その他公共事業に使用させることができる。

第 2 条　会館を使用する者はその目的及使用室の名称使用日時を管理者に申し出て許可を受けなければならない。

第 3 条　(1)前条の許可を受けた者は許可と同時に使用料を納めなければならない。

(2)前項の使用料は理由の如何にかかわらずこれを還付しない。

(3)使用料は別表の通りとする。

第 4 条　町会並びに町会に関連して会館の維持費の一部を負担する各種団体の集会及行事に会館を使用する場合は前条の使用料を徴収しない。

第 5 条　管理者が下の各号に該当すると認めた時はその使用を許可しない。

(1)公安を害し風俗を棄すおそれあると認めたとき。

(2)興業を目的とするものと認めたとき。

(3)営利を目的とする商品を陳列若しくは売店類似のものと 認めたとき。

(4)使用許可後その目的を変更し又は転貸若しくは設備を毀損するおそれがあって使用の方法不適当と認めたとき。

(5)社会教育法において使用を制限されたものと認めたとき。

(6)その他管理者が支障あると認めたとき。

第 6 条　会館使用者が会館使用規定第1条より第10条に至る管理者の定める使用心得を遵守すること。

第 7 条　(1)使用者は使用が終ったら清掃をし器具等を復旧して会館職員に引渡さなければならない。

(2)使用者が前項の規定を実施しないときは管理者これを代行してその費用を徴収する。

第 8 条　使用中の建物又は附属品破毀汚損し若しくは滅失した場合は何人の行為であっても使用者は破毀相当額を弁償しなければならない。

第 9 条　(1)収容人員は消防規定により二階70名下50名とする。

(2)使用者は使用申込書を一週間前に会館事務所に提出する こと。

(3)使用者は使用時間を厳守し戸締り火の始末を厳重にして退去すること。

(4)使用終了後必ず鍵は管理人に渡すこと。

(5)火災誘発の危険物は持込ない。(石油ストーブコンロを含む)

(6)備品及び什器その他のものは外部に搬出しないこと。

(7)町会外の使用者は必ず当町役員の保証を受け相互連帯責任者とすること。

第10条　その他の事項について運営委員会で定める。

〈別表〉町会会館使用料金表

		町会費	一般
午前9時～12時	2　階	2,000	2,500
	ホール	2,000	2,500
午後1時～5時	2　階	2,500	3,000
	ホール	2,500	3,000
午後6時～10時	2　階	3,000	3,500
	ホール	3,000	3,500

葬儀（2日間）　　町会費　10万円

一般　　15万円

休憩、寝泊まり設備有り。但し（布団等は自己管理）

平成4年4月1日より

加算料金表

但し　宴会の場合　　町会費　　500円

〃　　一般　　1,000円